相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区東日本橋二丁目八番地一、最後の住所東京都渋谷区本町四丁目一七番二号　被相続人　亡　岡本　明宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

事務所東京都千代田区二番町五番地麹町駅プラザ四〇二鮎京法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鮎京眞知子（登録姓　中西）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東糀谷一丁目二〇番、最後の住所東京都大田区東糀谷一丁目二〇番一六号　被相続人　亡　須賀　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所　相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区谷中七丁目一七番、最後の住所東京都東久留米市新川町一丁目一番五号　被相続人　亡　古山　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市青葉町三丁目二〇番地三五、最後の住所東京都東村山市青葉町二丁目四四番地六サンライズ青葉町四〇一　被相続人　亡　新井　康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢三丁目七番、最後の住所東京都世田谷区奥沢三丁目七番九号　被相続人　亡　山田　鞠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所　相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市東銀座二丁目九一六五番地、最後の住所長野県岡谷市東銀座二丁目四番三二号　被相続人　亡　山田　廣志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

長野県諏訪市湖岸通り五丁目二一番五号　相続財産管理人　弁護士　藤森　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市桑山一〇八番地三、最後の住所和歌山県和歌山市桑山一〇八番地の三　被相続人　亡　丸山　道弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

和歌山県和歌山市九番丁四番地一ラウムズ和歌山九番丁三〇四号　相続財産管理人　弁護士　辻本　圭三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市宿町一番地三、最後の住所長崎市かき道四丁目五四番二七号　被相続人　亡　寒川　忠利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

長崎市栄町一番二五号長崎ＭＳビル九階中西・加藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥津　乃祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市臼坪三〇〇八番地、最後の住所埼玉県上尾市二ツ宮八五二番地二ウッディヒルズＢ―二　被相続人　亡　髙山　保夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

大分市中島西一丁目二番二四号日宝グランディ中島二〇四号　相続財産管理人　弁護士　河野　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市新西方五八二番地、最後の住所鹿児島市下福元町一七三二番地　パソ松ヶ尾館　被相続人　亡　渡瀬　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

事務所鹿児島市下荒田二丁目二五番一五号弁護士法人染川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　溝川　慎二

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び住所不明等墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、改葬することとなりますのでご承知下さい。

平成二十五年十一月六日

一、墳墓等所在地　東京都小金井市前原町四丁目二二一九番一一号

一、墳墓等の名称　正行寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　東京都中野区中野一丁目五一番地　遠藤節一、東京都中野区南台二丁目二一番地　横田建重、東京都板橋区熊野町一四番地　小松憲征、東京都港区六本木七丁目六四番地　山岡高信、本籍不詳　杉山泰生、本籍不詳　宮川政芳、福岡県久留米市西町五四九番地　小川二郎、滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛二五四一番地　竹村修一、大阪府大阪市大淀区大淀町南三丁目八番地　西岡文子

一、改葬を行おうとする者　東京都中野区中央三丁目四七番四号　宗教法人正行寺　代表役員　岩佐　哲雄

第６期決算公告

平成25年11月6日　東京都大田区南千束一丁目３番８号

株式会社ウイルプラスホールディングス

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨

（平成25年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	34,504	流動負債	233,488
固定資産	659,243	固定負債	172,690
		株主資本	287,569
		資本金	150,000
		資本剰余金	617,866
		利益準備金	80,000
		その他資本剰余金	537,866
		利益剰余金	△92,903
		その他利益剰余金	△92,903
		（当期純利益）	(11,335)
		自己株式	△387,394
合計	693,747	合計	693,747